

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 三七三
- 入会林野整備計画を認可した件 三七三
- 道路の供用を開始する件 三七三
- 都市計画を変更した件 三七四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三七五
- 一般競争入札を行う件 三七五
- 福島県監査委員
- 地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 三七七

## 告 示

### 福島県告示第四百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年八月八日から同年九月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤雄平
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要 佐藤雄平

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年八月八日から同年九月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤雄平
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要 佐藤雄平

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百七十五号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定により、岩下入会林野整備組合長星寛から平成二十六年一月二十四日付で申請のあった番屋入会林野整備計画を平成二十六年八月八日認可した。

平成二十六年八月八日

福島県知事 佐藤雄平  
（林業振興課）

### 福島県告示第四百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜平線	いわき市小名浜字本町三九番地先から	平成二十六年八月九日
	同 市小名浜花畑町一五番一地先まで	

## 福島県告示第四百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

（道路計画課）

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域  
白河市のうち手代町及び向新蔵の各一部の区域
- 二 都市計画から除外された土地の区域  
白河市のうち向新蔵の一部の区域
- 三 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

## 公 告

## 公告第二百三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月十七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人チャチャチャ21
- 三 代表者の氏名  
高久田 稔
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県須賀川市本町四番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、「歴史と文化の再発見こそまちづくりの原点」との理念のもとに、市民が主体となり市民活動団体、特定非営利活動法人、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織と積極的に連携し、広く内外に向けた須賀川の情報発信に関する事業の展開を図ると共にまちづくり活動を推進し、地

域社会の振興並びに不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

**公告第236号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年8月8日

福島県知事 佐藤 雄平

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 非破壊式放射能測定器Ⅱ 42式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月31日（火）
- (4) 納入場所 会津若松市健康増進課ほか計40箇所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年9月1日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

**4 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年8月18日（月）午前10時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年9月19日（金）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年9月18日（木）午後5時までに必着のこと。）

**5 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**6 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

**7 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

**8 その他**

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Equipment for measuring specific activity of gamma-emitting radionuclides in foodstuffs (using whole samples) II 42sets
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 10:30 a.m., 19 September 2014
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., 18 September 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

## 福島県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月8日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
佐 藤 成	福島県福島市五月町2番25号
富 樫 健 一	福島県福島市小倉寺字経塚山29番地の8
鈴 木 康 将	宮城県白石市南町1丁目2番1-1号 サザンフラットA
齋 藤 健	福島県福島市大森字赤沢73番地の11
齋 藤 雄 史	福島県福島市森合字台19番1号 Mフラッツ101

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成26年8月8日から平成27年3月31日まで

（監査総務課）